

様式 2

被災宅地危険度判定士
資 格 要 件 申 告 書

私は、秋田県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第1号（第4号）に定める、資格要件に次のとおり該当する事を必要書類を添え申告します。

該当する資格要件

--

裏面より該当する要件の記号を記入する。

令和8年 月 日

秋田県知事 鈴木 健太 あて

申告者氏名（自署）_____

該当する資格要件 該当するもののいずれか1つの記号を表面 □ に記入し、指定された証明書を添付する。

ア	大学院等在学経験者：宅造告示1号、都計告示38第1号該当 大学（短大を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学し土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務経験を有する者 ○必要な添付書類：在学期間を証明する書類（コピー不可。必要な場合において履修科目証明書を追加）
イ	大学卒業生：盛土規制法施行令第22条第1号、都計規則第19条第1号イ該当 大学（短大を除く。）又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有する者 ○必要な添付書類：卒業証明書（コピー不可。必要な場合において履修科目証明書を追加）
ウ	3年課程の短期大学卒業生：盛土規制法施行令第22条第2号、都計規則第19条第1号ロ該当 短大で、正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程（夜間を除く）を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園の修業年限三年以上の課程（夜間を除く）を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者 ○必要な添付書類：卒業証明書（コピー不可。必要な場合において履修科目証明書を追加）
エ	短期大学、高等専門学校卒業生：盛土規制法施行令第22条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当 前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務の経験を有する者 ○必要な添付書類：卒業証明書（コピー不可。必要な場合において履修科目証明書を追加）
オ	高等学校卒業生：盛土規制法施行令第22条第4号、都計規則第19条第1号ニ該当 高等学校又は旧中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務の経験を有する者 ○必要な添付書類：卒業証明書（コピー不可。必要な場合において履修科目証明書を追加）
カ	認定講習会修了者：宅造告示4号、都計規則第19号第1号ト該当、都計告示38第2号該当 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務経験を含む十年以上の都市計画又は造園に関する実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習会を修了した者 ○必要な添付書類：講習会修了証の写し
指定の国家資格を有する者	
キ	技術士：宅造告示2号、都計規則第19条第1号ホ（都計告示39）該当 技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を上下水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、合格の後、宅地開発に関する技術に関し二年以上の実務経験を有する者 ○必要な添付書類：技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書
ク	一級建築士：宅造告示3号、都計規則第19条第1号ヘ該当 一級建築士の資格を有する者 ○必要な添付書類：一級建築士登録証の写し
第3条第1項第4号該当	
ケ	二級建築士：二級建築士の資格を有し、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して、四年以上の実務経験を有する者 ○必要な添付書類：二級建築士登録証の写し
コ	一級・二級施工管理技士：土木・建築・造園に関する一級施工管理技士の資格を有する者又は二級施工管理技士の資格を有し、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して五年以上の実務経験を有する者 ○必要な添付書類：一級又は二級技術検定合格証明証の写し

注) この面で「盛土規制法施行令」とあるのは、「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」を、「宅造告示」とあるのは、「昭和37年3月29日付建設省告示第1005号」を、「都計規則」とあるのは「都市計画法施行規則」を、「都計告示38」とあるのは「昭和45年1月12日付建設省告示第38号」を、「都計告示39」とあるのは「昭和45年1月12日付建設省告示第39号」を表す。

様式2 「被災宅地危険度判定士資格要件申告書」記入上の注意

- 1 この申告書は、「様式1 被災宅地危険度判定士登録申請書」の「資格要件該当別」欄に第3条第1項第1号又は第4号に該当すると記入された方（①又は④の欄に○を付けた方）のみ提出して下さい。
②又は③の欄に○を付けた方は、この申告書を提出する必要はありません。
- 2 各欄の記入手順
 - （1） 該当する資格要件が二つ以上になる場合は、あなたが適当と考える資格要件一つだけを選択し、記入してください。
 - （2） 裏面に必要な添付書類が記載されています。資格要件ごとに必要な添付書類が異なりますので、ご注意ください。
 - （3） 資格要件「ア」から「オ」に該当する方
「在学の期間を証明する書類」又は「卒業証明書」には、それぞれ証明書の原本を添付して下さい。コピーでは受付できません。
また、添付していただいた証明書で、資格要件として必要な学科、課程を修めている事が確認できない場合には、「履修科目証明書（又はこれに準ずる証明書）」の追加添付をお願いすることがあります。（なお、初めから履修科目証明書を添付していただいても結構ですが、卒業年月日等が明らかでない場合には、改めて卒業証明書の添付をお願いすることになります。）
 - （4） 資格要件「キ」に該当する方
「技術士第二次試験合格証明書」は、必ず技術部門の別が記載されているものを添付して下さい。技術部門が記載されていないものについては、受付できません。
 - （5） 別紙「様式3 実務経験証明書」に記載する証明期間は、資格要件ごとに異なりますので、それぞれ該当する欄に指定されている年数に注意して下さい。
 - （6） 「申請者氏名」は、必ずあなたの自筆で記入して下さい。なお、捺印は必要ありません。